

令和8年度（令和7年度からの繰越分）
医師偏在是正に向けた広域マッチング事業
実施者公募要領

令和8年3月

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和8年度（令和7年度からの繰越分）
医師偏在是正に向けた広域マッチング事業
実施者公募要領

1. 背景

医師偏在の是正は、現在の医療サービスの確保の観点に加え、今後、人口減少が進む中であっても、将来にわたって地域の実情に応じた医療提供体制を確保する観点から、大変重要な課題である。

医師確保及び医師偏在是正に向けた対策については、累次の制度改革を経て、医師養成過程における取組、医師確保計画に基づく取組、医師の働き方改革を柱として、相互に連携を図りながら、地域の実情に応じた取組が進められてきた。

その結果、医師養成については、平成20年度から、特定の地域等での勤務を条件とした地域枠を中心に、医学部定員を臨時的に増員しており、医師数は、令和4年までの10年間で、全国で約30万3千人から約34万人3千人へ、約4万人増加してきている。

こうした中、医師少数都道府県・医師少数区域の若手医師の数は医師多数都道府県・医師多数区域と比較して増加しており、若手医師の地域偏在は縮小してきている。他方、全年齢の医師で見ると、地域偏在は縮小しているとは言えず、中堅・シニア世代を対象とする取組が課題となっている。

また、依然として一部の都道府県・地域では地域偏在が解消されておらず、都道府県における取組とともに、都道府県域を超えた全国的な医師偏在対策の基盤となる取組を行うことが求められている。

特に、診療所については、診療所医師の高齢化が進行している中で、診療所医師が80歳で引退し、承継がなく、新規開業がないと仮定した場合、2040年においては、診療所がない市区町村が170程度増加すると推計されており、診療所の地域偏在への対応も求められる。

厚生労働省において、令和6年度に医療関係者や、自治体、保険者等の関係者から構成される「新たな地域医療構想等に関する検討会」を中心に議論を進め、経済的インセンティブ等を組み合わせた総合的な対策を進めるべきといった考え方のもと幅広い対策を盛り込む方向で検討が進められ、関係審議会等に諮り、令和6年12月25日に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」として策定・公表している。

2. 事業目的

少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施するため、中堅・シニア世代等の医師を対象とした「医師偏在是正に向けた広域マッチング事業」（以下、「本事業」という）による医師偏在是正に取り組む。具体的には以下の現状と課題の解決を目的としている。

- ・ これまで中堅・シニア世代の医師を対象とした対策が十分には行われていない一方、中堅・シニア世代の医師の中には、地域医療への関心を示す者が一定程度存在することから、これらの人材を医師不足地域における医療ニーズに上手くつなげていくことが求められる。
- ・ これまでの都道府県内の医師確保計画に基づく取組だけではなく、都道府県域

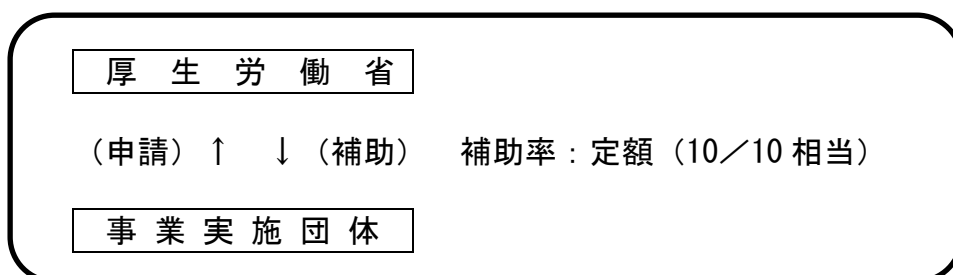
を超えた全国的な地域偏在の是正につなげる取組が求められる。

- ・ 中堅・シニア世代等の医師を希望に応じて医師不足地域における医療ニーズにつなげるため、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心・希望を有する医師の掘り起こしを行い、必要に応じてリカレント教育や現場体験につなぎ、医師不足地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行う。

本事業を実施する団体（以下、「事業実施者」という）を選定するため、以下の要領で事業実施者の公募を行う。

なお、本事業は令和7年度補正予算を財源として、令和8年度（令和7年度からの繰越分）事業として実施するものである。

※1 （参考）交付スキーム



※2 別添の実施要綱案「医師偏在是正に向けた広域マッチング事業の実施について」も参照すること。

3. 本事業で対象となる事業実施者
団体、国内の企業等の法人

4. 事業内容

全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心・希望を有する医師の掘り起こしやキャリアコンサルティングを行い、必要に応じてリカレント教育や現場体験につなぎ、医師不足地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行うこととする。事業実施団体は、本事業における取組内容や成果を報告書としてまとめ、令和9年3月31日までに厚生労働省に提出することとする。

具体的には下記の①～⑤に係る事業を行う。

- ① 全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師偏在是正に向けた広域マッチング事業（以下、「本事業」という）を実施し、医師不足地域での勤務を希望する医師に対し、医師不足地域の保険医療機関等とのマッチングを行う。
- ② 勤務を希望する医師へキャリアコンサルティングを行うとともに、就業にあたっては、必要に応じてリカレント研修や現場体験につなぐとともに、その後の定着支援等を行う。
- ③ 医師不足地域での勤務を希望する医師の掘り起こしを行う。
- ④ その他、データ分析等、本事業の実施にあたり必要となる取組を行う。

- ⑤ 本事業における取組内容や成果を報告書としてまとめ、当該年度の末日までに厚生労働省に提出すること。なお、報告内容は適宜厚生労働省の求めに応じること。

5. 事業実施における留意点

事業の実施は、厚生労働省と十分に連携して行うことが必要であるとともに、実施状況及び成果を適宜報告する必要がある。また、今後の施策立案のため、厚生労働省がデータ等の提供や調査への協力を依頼する場合がある。

6. 補助額等

(1) 補助対象

「4. 事業内容」の補助事業

(2) 補助対象経費

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行い、対象とする経費は本事業の実施に必要な、職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費、委託費上記に掲げる経費に該当するもの。)に限る。

(3) 補助率

(1) に要する経費の 10/10

(4) 補助基準額

上限 1者 200,000 千円 (補助上限 200,000 千円)

(5) 採択予定件数

11 (1) ①の企画書を精査した上で、予算額を上限とし、1者を採択する。

7. 事業期間

事業実施者として選定された日から令和9年3月31日

8. 応募に関する諸条件

実施団体への応募者(以下、「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

(1) 日本国内に拠点を有していること。

(2) 本事業を的確に遂行できる組織、人員、経営基盤、資金等の管理能力を有していること

(3) 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

9. 不支給要件

次のいずれにも該当しないことを要件とする。

イ 役員等のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの(以下「暴力団員等」という。)のある事業所

ロ 暴力団員等とその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所

- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
 - ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
 - ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしてこれを不当に利用するなどしている事業所

10. 応募団体の評価

（1）評価の方法

事業実施者としての選定については、厚生労働省医政局地域医療計画課において、上記「8. 応募に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に事業を担えると認められる応募団体を事業実施団体として選定する。

（2）評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

①形式評価

応募団体について、応募に関する諸条件への適合性について評価する。なお、応募に関する諸条件を満たしていないものについては、②以降の評価の対象から除外する。

②書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施する。

③ヒアリング

必要に応じて、申請者（代理も可能とする）に対して電話等によりヒアリングを実施する。ヒアリングの実施に当たっては、応募が多数の場合は、書面評価等の状況を踏まえて、一部の応募者のみ実施する場合もある。なお、ヒアリングに応じなかった場合は辞退したものとみなす。

④最終評価

書面評価及びヒアリングによる評価を踏まえ、最終的に事業実施団体を選定する。

（3）評価の観点

- ① 事業企画内容が事業目的に合致しているか。
- ② 医師偏在の現状と課題を理解した上で企画しているか。
- ③ 効果的な事業内容となっているか。
- ④ 事業目的、内容に対し、事業スケジュールは具体的かつ妥当なものになっているか。
- ⑤ 地域の医療提供体制の現状に配慮や工夫がされた内容となっているか。
- ⑥ 事業を遂行するために必要な根拠（組織、人員、経験、経営基盤、資金等）が示されているか。

- ⑦ 事業を遂行するために十分な管理能力があるか。（類似実績含む）
- ⑧ 開設主体を問わず、広く保険医療機関等を対象とする事業内容となっているか。
- ⑨ 本事業の利用者に配慮し、経済的な事業企画内容となっているか。
- ⑩ 事業実施にあたって、関係者から必要な協力を得られる予定があるか。（各都道府県が設置する地域医療対策協議会等）
- ⑪ 事業企画内容において本事業に関連した医師偏在是正に有効な取組の提案があるか。

（４）評価結果の通知

評価の結果については、厚生労働省の審査終了後、採択又は不採択が決定した場合は速やかに応募事業者へ通知する。なお、補助金については、実施事業者への採択通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定する。

（５）留意事項

- ・ 評価は非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。なお、提出された企画書等の資料は、返却しない。
- ・ また、採択された場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるのでご留意いただきたい。
- ・ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、採択の有無に関わらず、応募書類の作成費用は支給されない。
- ・ 事業計画書に記載する内容について、今後の事業実施の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみ記載すること。なお、採択後において、申請者の都合により内容を大幅に変更する場合には、採択を取り消す場合があるため、ご留意いただきたい。

11. 応募方法等

（１）企画書の作成及び提出

以下の書類を提出期間内に3部提出すること。なお、そのうち1部は、提案者が特定できる部分を黒塗りしたものとすること。また、記入漏れ等無いようにすること。

①「医師偏在是正に向けた広域マッチング事業企画書」

企画書は、以下の（ア）～（エ）の項目立てで作成すること。なお、各項目の末尾にある括弧内の数字は、10（3）評価の観点①～⑪と連動しているため、末尾に数字がある項目については、連動する評価の観点の内容をそれぞれ詳細かつ具体的に記載し、作成すること。

（ア）具体的な事業内容及びそのスケジュール。

なお、事業スキーム図を示すこと。（①～⑤、⑧～⑩、⑪）

（イ）本事業を実施する事業実施者の組織体制（⑥、⑦）

（ウ）応募団体において現在実施している類似事業の概要（⑦）

（エ）事業に係る費用積算（別添1）（類似様式の添付でも可）

②事業者の概要がわかる資料

- ・パンフレット等
- ・定款又は寄付行為
- ・直近決算年度の財務諸表（写）

③その他必要な資料（任意）

(2) 応募方法

①提出方法

原則、郵送とする。やむを得ず直接持参する場合は下記問い合わせ先に事前に連絡し、指示を受けること。

②提出期限

令和8年3月19日(木)必着(期限内の到着が確認できる方法を用いて郵送すること。)

※ 郵送、持参にかかわらず提出資料一式の電子データを令和8年3月19日(木)15時までにメールにて提出すること。なお、提案者が特定できる部分を黒塗りしたものと黒塗りしていないものそれぞれを提出すること。
(提出先メールアドレス) ishi-kakuho@mhlw.go.jp

③提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室 あて
封筒の宛名面には、「令和8年度(令和7年度からの繰越分)医療施設等運営費補助金(医師偏在是正に向けた広域マッチング事業)」と朱書きにより、明記すること。

(3) 問合せ先

厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室
TEL : 03-3595-2186 (内線 4148)

以上

医師偏在是正に向けた広域マッチング事業 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単価 (円)	金額(円)	
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
雑役務費				
通信運搬費				
光熱水料				
借料及び損料				
委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。)				
合 計				

(別添)

(案)

医政発 第 号
令和 年 月 日

(公募により選定された団体) 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医師偏在是正に向けた広域マッチング事業の実施について

標記については、別添「医師偏在是正に向けた広域マッチング事業実施要綱」を定め、令和●年●月●日から適用することとしたので通知する。

医師偏在是正に向けた広域マッチング事業実施要綱（案）

1 目的

少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に実施していくことを踏まえ、中堅・シニア世代等の医師を対象に、これらの人材を医師不足地域における医療ニーズにつなげることを目的に、広域マッチング等による医師偏在是正に取り組む。

2 実施主体

「医師偏在是正に向けた広域マッチング事業 事業実施者公募要領」に基づき選定された団体とする。

3 事業内容

- ① 全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師偏在是正に向けた広域マッチング事業（以下、「本事業」という）を実施し、医師不足地域での勤務を希望する医師に対し、医師不足地域の保険医療機関等とのマッチングを行う。
- ② 勤務を希望する医師へキャリアコンサルティングを行うとともに、就業にあたっては、必要に応じてリカレント研修や現場体験につなぐとともに、その後の定着支援等を行う。
- ③ 医師不足地域での勤務を希望する医師の掘り起こしを行う。
- ④ その他、データ分析等、本事業の実施にあたり必要となる取組を行う。
- ⑤ 本事業における取組内容や成果を報告書としてまとめ、当該年度の末日までに厚生労働省に提出すること。なお、報告内容は適宜厚生労働省の求めに応じること。

4 実施にあたっての留意事項

事業の実施にあたり、以下の点に留意すること。

- ① マッチングの求人対象については、開設主体を問わず、保険医療機関等を対象とすること。
- ② 本事業において、営利を目的としないこと。原則、医師や医療機関に係る登録料等の手数料は徴収しない、若しくは実費相当とすること。
- ③ 全国を対象に広域的にマッチングを行うことから、全国的に活動可能なネットワークがあること。
- ④ これまで医師のマッチングに係る実績があること。
- ⑤ 各都道府県が設置する地域医療対策協議会等と連携すること。
- ⑥ 都道府県等の公的組織が実施する都道府県単位の医師バンク等と連携すること。
- ⑦ 本事業実施にあたり、実施組織を設けること。

ア 全国を統括する事務局

(役割)

事業の全体調整
各ブロックの取組を支援
ブロックを超えた派遣調整
普及啓発、セミナー、講演会
等

(人員)

事務局員
コーディネーター

イ 地方ブロック（但し、統括する事務局で地方を担当する者の配置でもよい）

(役割)

各ブロックにおける医師の掘り起こし
各ブロックの都道府県単位で実施する医師バンク等との連携
各ブロックの各都道府県が設置する地域医療対策協議会等との連携
具体的なマッチング及び定着支援
等

(人員)

事務局員
コーディネーター

5 その他

事業の実施に際しては、厚生労働省と十分に連携して取組むこと。